

障がい福祉サービス 短期入所 利用料金

1. 介護給付費対象サービスの料金

お支払いいただく負担金は、原則として次の利用料の1割の額です。ただし、利用者様の収入等に応じて決定された上限額を超えてご負担いただくことはありません。

(1) 基本料金

① 日中サービスを利用しない日に短期入所を利用した場合

	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
利用料	9,230円	7,840円	6,480円	5,830円	5,090円
利用者負担額	923円	784円	648円	583円	509円

② 日中サービスを利用した日に短期入所を利用した場合

	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
利用料	6,020円	5,270円	3,180円	2,400円	1,730円
利用者負担額	602円	527円	318円	240円	173円

③ 利用者が障がい児であって、通所支援を利用しない日に短期入所を利用した場合

	区分3	区分2	区分1
利用料	7,840円	6,150円	5,090円
利用者負担額	784円	615円	509円

④ 利用者が障がい児であって、通所支援を利用した日に短期入所を利用した場合

	区分3	区分2	区分1
利用料	5,270円	2,790円	1,730円
利用者負担額	527円	279円	173円

(2) 加算料金

① 事業所がとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます

加算項目	利用料	利用者負担額	内容
単独型加算	3,200円	左記の1割	障害者支援施設等の入所施設等以外の事業所においてサービスを提供した場合、利用1日につき加算されます。
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	各種加算を算定した単位数の8.6%に相当する単位数	左記の1割	福祉・介護職員を中心として従事者の処遇改善が図られている場合に加算されます。

② 事業所がとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます

加算項目	利用料	利用者負担額	内容
短期利用加算	300円	左記の1割	サービス利用の初期段階（開始から30日間）において、利用1日につき加算されます。
重度障害者支援加算 (Ⅰ)	500円	左記の1割	特定の基準を満たす利用者に対してサービスを提供した場合、利用1日につき加算されます。
重度障害者支援加算 (Ⅱ)	300円		
重度障害児・障害者 対応支援加算	300円	左記の1割	特定の基準を満たした場合、利用1日につき加算されます。
食事提供体制加算	480円	左記の1割	支給決定のある利用者に事業所が食事を提供した場合、利用1日につき加算されます。
利用者負担上限額管理 加算	1,500円	左記の1割	利用者の依頼により、利用者の負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないように、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に加算されます。
緊急短期入所受入加算	1,800円	左記の1割	緊急の利用者を受け入れた場合に、当該緊急利用者に対して利用1日につき加算されます。
送迎加算	1,860円	左記の1割	事業所が利用者に対し、送迎を行った場合、片道につき加算されます。

(令和6年4月施行分)

※上記の基本料金、加算料金は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、基本料金、加算料金も自動的に改訂されます。

2. 介護給付費対象外サービスの料金

以下については、料金（実費）をいただきます。

(1) 提供した食事の費用

	朝食	昼食	夕食	おやつ
料金	200円	400円	500円	100円

(2) 水道光熱費

1日につき	500円
-------	------

(3) その他

上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品等)について、費用の実費をいただきます。